

自営業者の扶養認定について

健康保険の被扶養者については、範囲（三親等以内）と要件は健康保険法によって、収入条件については厚生労働省通知によって定められております。そして、その審査をするためにご提出をお求めする書類は、厚生労働省通知による例示があるのみで、各健康保険組合に委ねられております。これらの定めのもと、各健康保険組合にて扶養の事実確認のためにご提出をお求めする書類および審査基準を定めております。

自営業者（個人事業主）につきましては、本来「個人が自らの責任において独立し、自力で事業を経営すること」であり、事業の売上や必要経費、経営状態なども含めその事業の結果すべてに責任を負うものと認識しています。よって、基本的には社会保険も自らが責任をもって加入（国民健康保険）するものとしておりますが、全ての自営業者において扶養認定しないのは不合理なケースも生じる可能性があるため、下記の認定要件に基づき扶養認定の可否を判断しております。

1. 扶養の判断

【健康保険法】○申請対象者が主として被保険者により生計が維持されていること
○日本国内に住民票があること

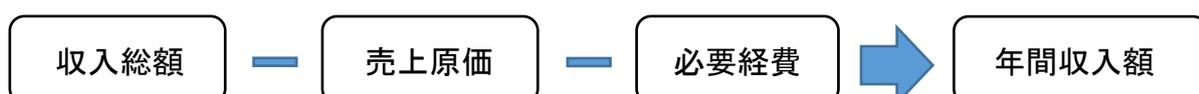
【厚生労働省通知】○収入要件（60歳未満：130万円未満、60歳以上：180万円未満）

【当健保基準】○過去3年分の確定申告の写しにより年間収入を判断

※自営業者の場合は、年により収入に変動が見られることが多いため、過去3年分の確定申告の写しをいただき収入の判断をしております。経営状態の悪化や、収入減少が一時的なものであれば扶養認定はできません。収入の高低差についても自らの責任で吸収し事業継続していくものだと判断するからです。

2. 収入の算定方法【当健保基準】

厚生労働省通知によりますと年間収入額の算出にあたっては、社会保険（健康保険）では「所得」ではなく「収入」で判断しますが、自営業者は売上から必要経費を控除することが認められています。ただし、収入総額から差し引くことができる経費は税法上で認められている申告経費とは異なり、その費用なしに事業が成り立たない必要経費（直接的経費）のみとしております。確定申告時における所得金額がそのまま収入額とみなされる訳ではありません。



当組合は、上記算定の結果、年間収入が収入要件を満たしていても、従業員の雇用がある場合（経費の給与賃金に金額記載がある）は、社会通念上申請家族は従業員（身内も含む）に対してその社会的責任を果たす立場であり、自らが被扶養者として援助を受ける立場になることが妥当でないと判断できることから、扶養認定することができません。また、給与賃金を支払っているということは、一人では運営できずに人を雇わなければ運営できない事業規模であるという判断もできるからです。

以上